

5 上水使用量

(1) 目標

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成18年度までに90%以下にすることに向けて、庁舎における節水等に努める。

(2) 節水機器等の導入等

ア 節水機器等の導入

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

イ その他節水等の推進

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数削減、バケツの利用等の改善を極力行う。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。

(3) 建築物の建築、管理等に当たっての水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ④ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

6 廃棄物の量

(1) 目標

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で、平成18年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とすることに向けて、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rに努める。

(2) 環境負荷の小さい物品等の調達等

ア 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略なものとし、当該容器又は包装の再使用や再利用を図る。

- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を行う。
- ④ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力行う。

イ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された製品等の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

ウ その他

- ① 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ② 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を促すとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

(3) リサイクルの推進、廃棄物の減量等

ア ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

イ 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 用紙類の使用量の削減を図る。(4(3)と同じ。)
- ③ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ④ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑤ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑥ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑦ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用を行う。
- ⑧ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑨ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- ⑩ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理さ

れる場合には、適正に処理されるよう努める。

- ⑪ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

ウ 敷地内の環境の適正な維持管理の推進

- ① 所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ② 休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。

7 森林の整備・保全の推進及び木材等バイオマス資源を使用した製品の使用等

(1) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策（平成14年12月26日策定）に基づき、森林の整備や管理・保全の適切な推進を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(2) 木材等バイオマス資源の循環利用等

ア 木材利用の推進

「農林水産省木材利用拡大行動計画」（平成15年8月策定）に基づき、農林水産省自らが率先して再生産可能で環境への負荷の小さい木材の利用拡大に取り組む。

- ① 公共土木工事の実施に当たっては、間伐材等の木材を利用した工種・工法を積極的に導入する。
- ② 間伐材等の木材を使用した紙製品の使用を進める。
- ③ 文具類のうち、紙製ファイルについては、間伐材が使用されている製品を、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、間伐材等の木材を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。
- ④ 事務机及び会議机については、間伐材等の木材を使用した製品を優先的に選択する。
- ⑤ 本省庁舎（中央合同庁舎1号館）及び地方支分部局等の庁舎の建築等に当たっては、木造化、内装の木質化を積極的に推進する。
- ⑥ 本省庁舎内の食堂において使用する割り箸について、間伐材等の木材を使用した製品の利用を呼びかける。

イ バイオマス製品の利用

クリアホルダーのファイル等については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。

ウ その他

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

- ② 未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

8 その他温室効果ガスの排出の抑制等

(1) 温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、HFCの代替物質を使用した製品の導入を図る。また、HFCを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、HFCの代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁舎等の施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF₆の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

ウ その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力行う。

(2) メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

- ① 水田における水管理方法の改善を極力行う。
- ② ほ場における施肥方法の改善を極力行う。
- ③ 家畜の飼養管理技術の開発に関する研究を進める。
- ④ 家畜排せつ物の処理技術の開発に関する研究を進める。

(3) 建築物の建築、管理等における温室効果ガスの排出の抑制等

ア 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

- ② 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ③ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力行う。

イ 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② このため、庁舎公務員宿舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加を検討する。
- ④ 建築物の規模・用途等を踏まえ、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を検討する。

ウ 周辺や屋上の緑化

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進する。
- ② 建築物の外壁面、屋上等の緑化を推進する。

エ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。
- ③ 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ④ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ⑤ 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
- ⑥ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

(4) エネルギー使用量の抑制等に向けた新たな取組の検討

- ① E S C O事業導入のフェージビリティ・スタディを実施し、導入の可能性について検討する。
- ② 庁舎の使用電力購入に際して、関係府省との連絡調整を図りつつ、省CO₂化の要素を考慮した購入方式の導入を図る。

9 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対

策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ④ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

- ① 国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。
- ② 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

(3) その他

- ① 昼休みの一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- ② 職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

10 農林水産省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

農林水産省の実施計画の推進のため、農林水産省実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設け、その運営について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

ア 本部長は、大臣官房長をもって充てる。

イ 副本部長は、大臣官房環境政策課長、大臣官房経理課長をもって充てる。

ウ 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

- ① 大臣官房総務課長
- ② 大臣官房企画評価課長
- ③ 大臣官房秘書課長
- ④ 大臣官房文書課長
- ⑤ 大臣官房予算課長
- ⑥ 大臣官房厚生課長
- ⑦ 大臣官房地方課長
- ⑧ 大臣官房情報課長
- ⑨ 国際部国際政策課
- ⑩ 協同組合検査部調整課長
- ⑪ 統計部管理課長
- ⑫ 総合食料局総務課長
- ⑬ 消費・安全局総務課長
- ⑭ 生産局総務課長
- ⑮ 経営局総務課長

- ⑯ 農村振興局総務課長
- ⑰ 技術会議総務課長
- ⑱ 林野庁林政部林政課長
- ⑲ 水産庁漁政部漁政課長

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- ア 実施計画の改定案の作成に関する事。
- イ 実施計画の推進に関する事。
- ウ 実施計画の評価・点検及びその公表に関する事。

(3) 推進本部の庶務

推進本部の庶務は、大臣官房環境政策課において処理する。